

会 議 録

会 議 の 名 称	第 12 回枚方市学校規模等適正化審議会
開 催 日 時	平成 28 年 2 月 26 日(金) 16 時 00 分から 19 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 第 4 委員会室
出 席 者	岡澤潤次委員（会長）、神田裕史委員、小原寿三委員（副会長）、 酒井恵子委員、島善信委員（副会長）、田窪美葉委員、 津浦啓子委員、林文子委員、水嶋忠雄委員、宮原保子委員、 森崎武史委員
欠 席 者	上山芳明委員、木村朋子委員、農頭麻衣子委員
案 件 名	(1) 議事案件 ①市民への意見募集の結果について ②答申（案）について ③その他
提出された資料等の 名 称	①資料 1 答申（案） ②参考資料 1
決 定 事 項	・ 市民のご意見募集結果についての公表内容及び審議会答申を決定した。 ・ 答申は、3 月中に会長から教育委員会に手交することとした。
会議の公開、非公開の別及び 非 公 開 の 理 由	非公開（理由：枚方市附属機関条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づくため。）
会議録の公表、非公表の別及び 非 公 表 の 理 由	非公表（理由：枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行う会議の会議録のため。）
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	教育委員会事務局 管理部 学校規模調整課

審 議 内 容

会 長 皆様、こんにちは。本日は週末の大変ご多用の中、第12回審議会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。当初、15日の予定でしたが、日程を変更させていただきました。ご理解願います。

本日は、前回の第11回の審議会に続きまして、市民への意見募集の結果についてと、それを踏まえた答申案について審議をしたいと考えております。本日の審議が順調に進みましたら、今回の審議会が最後になると考えております。どうか、その点も踏まえて、本日も忌憚なく活発なご議論をよろしく願います。

それでは、まず本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局から、委員総数14名中委員11名が出席しているため審議会が成立しているとの報告を受けた。

会 長 只今の報告のとおり、本日の審議会は成立しておりますので、これから会議を始めたいと思いますが、事務局からまず、本日の配布資料の確認及び前回の第11回審議会の会議録の取り扱いについて説明をお願いします。

○事務局から、配布資料の確認及び会議録の承認依頼を受けた。

事務局 まず、配布資料「会議録（案）」7ページの19行目で、「学級編制基準」の「制」の漢字を訂正しています。また、3ページの3行目「平成33年度」の「年」の字が二つありましたので、訂正しています。

会 長 只今、事務局から第11回会議録（案）について、承認の依頼がありました。会議録については、委員の皆様にはご一読いただいているかと思えます。ご指摘などなければ確定することにご承認いただけますか。また、第6回審議会の具体的な審議から会議は非公開とさせていただいており、会議録につきましてもこの間非公表としていますが、答申に合わせて公表することにしたいと思えますのでご承知をお願いします。

会 長 それでは、本日の議事に移ります。議事案件の①市民への意見募集の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、前回の審議会でもいただいたご指摘等について、ご報告させていただきます。1点目ですが、「府内で2番目に転出者数が多いということについて、市として原因や手立てなどでわかることがあれば調べていただきたい。」と要請を受けていました。これについて確認をしましたところ、近年の社会動態について、本市では平成22年度以降転出数が転入数を上回っているということで、平成26年の転出超過は969人でした。転出超過の要因ですが、地区別の状況からみますと、官舎や府営住宅の建て替えが大きく影響しています。また、転出超過先として人数の多い都市は大阪市や東京圏で、都市部への移動・東京一極集中の傾向が見られます。なお、大阪市への転出超過を年齢別で見ますと、20歳代・30歳代前半が全体の半数以上ということで、勤務先の近辺に転居していると推察されています。

次に、枚方市の人口減少を抑える施策についてです。現在、市は第5次総合計画を今年度中に策定する予定ですが、併せて、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少を抑える5か年の集中した取り組みを進める予定としています。転出者の状況や市の施策について

の説明は以上です。

2点目は、市民からの「第3次答申書等、審議会の議論を知らない市民に提示するにはあまりにも不親切。」というご意見に対し、もう少し積極的な回答にする様ご指摘をいただいていた。参考資料1の4ページをご覧ください。32番です。ご意見に対し、「教育委員会の考え方」として、「今後、答申にあわせて第3次答申書などの関係資料についても公表してまいります。」と改めました。

3点目は、「市民意見の募集期間が短すぎる。もっと時間をかけるべき。」というご意見への回答で、「適切であると考えている。」と言い切るのはいかがでしょうかというご指摘がありました。参考資料1の24ページをご覧ください。246番は、「審議会の考え方」として、「このご意見募集は、枚方市のパブリックコメント制度に準じて、インターネットアンケートシステムにより行ったものです。21日間という募集期間については、枚方市におけるパブリックコメントやインターネットアンケートの実施事例を踏まえ同様に設定したものです。」に改めました。

4点目は、答申（案）について、予測を超える事態に対する対応を「おわりに」に盛り込んでどうか、との提案をいただきました。答申（案）の17ページをお開きください。なお、本日配付しましたこの資料1答申（案）は、先日、事前に配布しましたものから、若干の修正をしておりますのでご留意をお願いします。では、委員のご提案部分も含め、「6. おわりに」を読み上げさせていただきます。（「6. おわりに」を音読。）提案の内容は、この中で「なお、今後、学級編制基準の変更や、児童生徒数の推移などに予測を超える事態が生じた場合には、教育委員会において適切に対応する必要があります。」と記述しました。

またこの中で、「本年1月に至るまで計11回」は、「本年2月に至るまで計12回」と訂正したいと思います。

5点目は、教育の中身の充実について、答申（案）の「学校統合にあたっての留意事項」に盛り込んでどうか、との提案をいただきました。答申（案）6ページをお開きください。中段の「イ。」の「b）」を修正し、その内容を盛り込みました。修正部分には下線を引いておりますが、全体を読み上げさせていただきます。「学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の適切な人事配置に努めること。また統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について、万全の対策を講じること。特に、配慮を要する児童生徒については、個のニーズに応じた支援に努めること。」としました。

説明については以上でございます。

会 長 前回の審議会での意見に対する報告について、ご意見やご質問等があればお願いします。

委 員 17ページの「おわりに」のところで「本年2月に至るまで計12回」と修正すると補足をいただきましたが、「本年」という表現は後で見るとわかりにくくなるので、「平成28年」としていただくのが良いと思います。

事務局 訂正いたします。

会 長 次の説明をお願いします。

○事務局から、10ページNo.100から11ページNo.110までの説明を受けた。

会 長 参考資料1の10ページのNo.100から11ページのNo.110までについて、ご質問やご意見をお願いします。

委 員 100番について。学校環境・通学環境についても議論がなされたはずですので、「小規模校の解

消に向けた方策を優先して」とするなど、学校環境・通学環境を考えてないわけではないということがわかる回答にしたほうが良いと思います。

会 長 そういうニュアンスでよろしいですか。

事務局 はい。

会 長 ほかにありませんか。

委 員 103 番の「審議会の考え方」で、「統合する 3 年前までを基本に公表し」とありますが、「3 年前」の起点はいつでしょうか。

事務局 具体的に、「どこの学校とどこの学校の統合を今後進めていく」という内容を公表する時点になると思います。

委 員 答申を受けて、教育委員会のほうで「こういう方針で行く」と公表された時点から 3 年ということですか。

事務局 審議会からいただいた答申を踏まえ、保護者・地域の方々の意見をお伺いして、教育委員会の考え方を改定版の「適正化基本方針」でまとめていきたいと思っています。その後、A校とB校の具体的な統合方策を検討いただきたい、つまり統合協議会を設置していただきたいと保護者や地域に説明し、具体の「学校規模等適正化実施プラン」をまとめ、広報等によりお示しした時を「公表」と考えています。

会 長 答申を受けて事務局が具体案を作成するその日から、ということになるのですね。それを明確にするにはどうしたらいいのでしょうか。

委 員 答申を見て、対象校区では統合時期について大体予測されますので、対象校区には早期に統合協議会に入ってもらわなければいけません。答申が出てもいつのことかわからないというのでは、何のための答申かということになります。

委 員 アンケートでは、「3 年間は短い」というような意見がありますが、「答申が出てから 3 年」という捉え方をされているのではないのでしょうか。ある程度の流れがわかるように、タイムスケジュールを示す必要があると思います。

事務局 答申をいただいた際、今後の予定がわかるようなものも、資料として添える必要があると考えています。その中で、「3 年」の趣旨を理解していただけるよう、工夫していきたいと思っています。

会 長 基本方針を策定した時点で、「3 年前」の起点を明記するということですね。

事務局 基本方針はあくまで基本的な考え方ですので、対象校の具体的な統合方策の段階に入るとき、改めて広報等でお知らせして、そこから 3 年をめどに進めるということになるかと思っています。

委 員 答申が出たら教育委員会において、統合対象校について何年度をめどに統合していくかという基本的な決定がされますね。もちろん、事務局だけで進められるものではありませんので、教育委員会を含めたものをできるだけ早く市民に公表していくべきだと思います。そういう文言を入れて回答されるべきだと思います。教育委員会の決定事項であるということが大事だと思います。

事務局 答申（案）の 8 ページの樟葉北小学校の方策についてまとめられた枠囲みの中に、「統合の実施時期については、今後の児童数の推移を見定めること。」と書かれていて、38 ページの検証評価のシート中段に、「統合においては常態的に（平成 40 年度まで）大規模校となることが予測されるため、今後の児童数・学級数の推移をみながら統合時期を見定める必要がある。」とあります。統合時期を見定めるのは教育委員会になります。下の将来推計の表を参考にしながら統合対象校である樟葉北小学校の児童数の推移等を委員会において注視し、例えば、平成 40 年度には統合が必要な状態になるということが平成 30 年度くらいに見えて、平成 32 年度くらいにその状況が避けられないというようなことになれば、その段階で、委員会として最終判断していくことになる

うかと思えます。教育委員会が「平成40年度に必要な」と判断すれば、そこから逆算して少なくとも3年、もしくはそれ以上の期間をもって地域・保護者へ説明し、統合協議会を設置して統合に向けた取り組みに入っていく、そういうイメージになるものだと思います。喫緊の課題として統合が必要になる校区が二つあると思いますが、それ以外は児童生徒数の推移を見ながら慎重に時期を判断していかなければならない学校でございます。そのため、答申をいただいて委員会が基本方針をまとめる段階で、「何年度」というような統合の時期を示すことは少し難しいと思われま。そこは教育委員会の責任において、答申にもあるように、「統合時期を見定めていく」という形で基本方針をまとめていく必要があると考えています。

会 長 それをわかりやすく表現するのが難しいので、答申を踏まえて教育委員会で早急にやっていただければ。

事務局 今おっしゃっていただいたことを、今後、教育委員会で方針をまとめるにあたりお示ししていきたいと思えます。答申は基本的なところをお示しいただいており、教育委員会として時期を見定めるので一気にやっていくのではない、ということがご理解いただけるような形でお示しいと思えます。

会 長 教育委員会で方針をまとめる際に明示する、ということによろしいですか。

委 員 審議会では、それぞれのブロックの各論はそのつど議論してきて、共通理解が得られたと思えます。しかし、結論をずっと見てみると、いくつかの考え方があるようです。できるだけ早期に実施すべしと結論づけられたものと、何年から何年の間にという幅をもたしたり、推移をよく見ていく必要があるとしたものなど。それぞれのところでは、われわれは理解したつもりですが、議論の経過を知らない市民の皆さんがご覧になったときに、そのニュアンスはなかなか伝わりにくいと思えます。今、事務局がおっしゃった基本的な考え方は、私は了解しているのですが、もう少し丁寧に対応したほうが良いように思えます。教育委員会が答申を受けて定めることになる計画の中では、個別のケースごとに「何年ごろ」とか「何年から何年までに」とかいうような形で、具体的に結論がわかるような形で示すということを発信すること、答申の中ではいくつかのケースがあり、校区ごとに違うのでそのように書き分けてあるということ、これを受けて教育委員会で方針を決定するときには、そのめどについては校区ごとにある程度わかるような形でお示しするというようなことを丁寧に説明する必要があると思えます。

会 長 よろしいでしょうか。では、続きをお願いします。

○事務局から、12ページNo.111から14ページNo.137までの説明を受けた。

会 長 ご意見等はありませんか。

委 員 12ページ116番の「審議会の考え方」に「兄弟が離れてしまうなど」とありますが、「兄弟姉妹が離れてしまうなど」としてください。

会 長 その他、ご意見等がありましたら後ほど伺いをします。次に移らせていただきます。続きをご説明願います。

○事務局から、14ページNo.138から18ページNo.185までの説明を受けた。

会 長 14ページNo.138から18ページNo.185までについて、ご質問やご意見をお願いします。

委 員 17ページの170番の「審議会の考え方」ですが、ここだけ「課題が多い。」で終わってしまっ

ています。書いた方はそこを見ると思いますので、「上の学年との連携が切れます。」等、具体的な事例を書いたほうが良いのではないのでしょうか。

会 長 課題をいくつか書いたほうが良いということですか。

委 員 そうですね。これまでの話し合いで出ていた、「兄弟姉妹が離れてしまう」とか「上との連携が崩れます」とか。書いた方はそこを真剣に見られると思いますので。

会 長 事務局のほうでお願いできますか。

事務局 具体的な事例を挙げさせていただきます。

委 員 13 ページ 122 番の「通学路の安全性の確保に努めること」は、答申（案）6 ページ「エ」では「通学路における安全性の確保に努めること」と書いてありますので、統一したほうが良いと思います。

事務局 そのようにさせていただきます。

委 員 中宮北小学校と高陵小学校について、たくさん意見が出ています。中宮北小学校のほうはかなり人数が多いとか、高陵小学校は危険な場所に建っているとか、交通量が多いとか、中宮北小学校から高陵小学校に行く場合は2か所大きい道路を横断しなければならないとか。143 番では学校の沿革について。回答には「5つの視点から比較・検証を行い・・・」とあり、これでよいと思います。141・142 の「危険な立地」ということについて市民はかなり心配されていますが、市や教育委員会としては、法面の工事は完了して問題がないということで間違いのないわけですね。

事務局 問題のない傾斜ではあるのですが、遠くから見るとかなり急な崖のように見え、印象的にそう捉えられているのかもしれませんが。学校の北側は斜面が大変きついです。学校の方はそれをかなり緩やかにして安全な形で改修しておりますので、問題はないと考えます。

委 員 「2か所大きい道路を横断」ということについては、委員会は承知されていて安全確保もできているということですね。

事務局 現状も、中宮北小学校に通う子どもたちはその1か所で道路を横断していますし、もう1か所の方も、他の方角から通学する児童は横断しています。広い道路ですが、歩道がしっかり整備されていて、横断防護柵も設置されています。信号機等もあります。道路が広いので、交通量が多いという印象があるかもしれませんが、それほど多くはありません。

委 員 沿革についてですが、高陵小学校が中宮北小学校よりも先にできている。市民の方の意見は、他との整合性だと思うのです。中宮小学校と明倫小学校の統合では、明倫小学校のほうが先にできて、中宮小学校はそこから分離している。山田小学校と明倫小学校からできていると。そういうことであれば、中宮小学校ではなく明倫小学校ではないのか。山田小学校のこともそうですね。回答で「統合の検討に係る視点の一つであると考えます。」と書くと、他との整合性はどうか。

事務局 ここで表現したかったのは、沿革自体が統合の是非を左右するものではなく、沿革どおりにならない場合は課題の一つとして捉えているということです。課題がないかどうかを考える上で、検討にかかる視点の一つであり、そのことのみをもって統合を左右するものではないと考えています。

会 長 他にご意見等がありましたら後ほどお伺いをします。次に移らせていただきます。続きをご説明願います。

○事務局から、19 ページNo.186 から 23 ページNo.234 までの説明を受けた。

会 長 19 ページNo.186 から 23 ページNo.234 までについて、ご質問やご意見をお願いします。

委 員 192 番に、「小中一貫校のテストのために我が校区を利用しないでもらいたい。」というご意見があります。「審議会の考え方」はそれでいいと思うのですが、後段に書かれてある「市町村の判断において設置できる」施設一体型の小中一貫校は、山田中学校でモデルとするのか、あるいは、統合についてはいつでてくるのかわからないので、別個に小中一貫モデル校を設置され、そのモデルを参考にしながら山田中学校でやるのか。趣旨は統合ですが、その中で施設一体型を作るとありますので、本来の小中一貫の良さが理解していただけないということができています。ここをメインに統合を進めていくのか、別途モデルを作っていくのか。どういう方向で行くのですか。

事務局 枚方市教育委員会では今まで小中連携の取り組みをしてきたのですが、平成 28 年度からは小中一貫教育を全校区で展開していきたいと考えています。そして、小学校と中学校が隣接しているなど条件が合えば、小中一貫教育をさらに有効に活用していくために、施設一体型の一貫校を作ること考えています。その中で、学校規模の適正化との整合も図りながら、山田中学校でやっ

ていければということです。

委 員 山田中学校区が一番先になる可能性が高いということですか。

事務局 施設一体型としてはそうですが、19 中学校区すべてで、施設分離型ではありますが平成 28 年度 4 月から小中一貫教育を進めてまいります。

会 長 小中一貫教育の理念というものを強調するしかないと思います。施設一体型について最適なものが、小中が隣接している山田中学校区ということですか。

事務局 今後、小中一貫校のメリットを十分説明し、理解を深めていただけるよう努めていきたいと考えています。

委 員 トータルのビジョンの中で位置づけられたということ踏まえながら、今後の話の中で説明していただけたらと思います。

委 員 19 ページにかなりオールラウンドに展開していただいています。審議会としては、今、小中一貫教育を大事にする流れがあるという議論はしたと思うのですが、小中一貫教育はどのようなものでどういうメリットがあって、何が変わるのかということについての本格的な議論をして、基本的な考え方を定めたことはありません。適正配置や適正規模について私たちは審議をするのですから。まったく切り離していくわけにはいかないので、必要に応じて議論はしたと思いますが、基本的な考え方を取りまとめるための議論はしていません。山田中学校区で施設一体型の小中一貫校を設置してはどうかというのは審議会で結論がでていますが、これはあくまで、今の小中一貫教育の流れがあって、学校規模や施設面の条件が現状では合致するのでうまく活用してはどうか、というレベルの提言だと理解しています。しかし、市全体のトータルな教育政策としてはそのレベルでは当然だめなわけで、しっかりとした理念と位置づけと、枚方において全中学校区でどのように進めていくのかというプロセスも含めて、これを組み立てる認識を持っておられると思います。答申についても、そういうものを踏まえた案になっていないということは、どこかで言う必要があるのではないかと考えます。あるいは、195 番の「審議会の考え方」は「小中一貫校のメリットを最大限に活かし、より魅力ある学校づくりに取り組んでもらいたいと考えています。」とさらりと書いてあるので、「教育委員会としての基本的な考え方と取り組みの進め方について、整理し別途お示しする考えです。」とかいうようなことを少し書かないと、皆さんとっても心配され興味関心が高まっているのに、ちょっと肩透かしの回答になっているように思います。また、平成 28 年度から全中学校区で小中一貫教育を推進すると教育委員会で決められた。し

かし私の理解では、平成23年か平成24年くらいから、全中学校区で小中一貫教育を進めましよう、何段階かのステップでこられたでしょう。しかし、現段階では、小中一貫教育は枚方市の中で温度差がありますよ。進めているという認識だったが違うのですか。

事務局 委員からご指摘のあった内容で少し整理させていただくと、小中一貫教育に対する考え方をまとめて学校の方に説明もしてきておりますので、その内容についてお知らせしていくべきだと思います。そのため、「教育委員会の考え方」のところに記述していくことが必要だと思います。平成23年度から平成27年度までは、おっしゃるとおりお互いを知るために連携の取組みをしてきました。いよいよ平成28年度からは、授業をそれぞれの校種間で行うこと、小学生が中学校に行って部活を行うこと、授業研究を小中の教師が分掌や教科ごとに一緒に行うことなど、教育現場における具体的な取組みを、連携から次の段階に入って小中一貫教育という位置づけで始めます。ここで言っている小中一貫校というのは施設一体型ですが、平成28年度から小中一貫教育を実施するに当たりましては、施設分離型ではありますが19中学校区のそれぞれを一つのまとまりの学園として捉え、9年間の教育を見通し、義務教育を終えたときにどのような子どもに成長させるのか共通目標をもって小学校も中学校も教育に取り組んでいくという形で、一貫教育に転換していこうという取組みを進めてきております。そのことを十分に説明できておらず、施設一体型の小中一貫校がいきなり前に出てしまったということがありますので、きちんと考え方を説明しなければならぬと思います。

会 長 私も、社会科で小中の先生と一緒に指導助言する機会がありました。これは他市よりも進んでいるという実感があります。そういう面では、堂々と言えらると思います。ただ、平成28年度から突然小中一貫校という聞こえになりますので、教育委員会の考え方として出していただき、もう少し丁寧にした方がいいと思います。

委 員 186番から193番における「審議会の考え方」の内容は、「審議会の考え方」として書く必要はありません。本来審議会として回答する内容は、施設一体型について、なぜ山田中学校区を選んだのかということだけです。それ以外は教育委員会が答える内容ですので、この文章は削除されるのが良いと思います。

会 長 ここに書かれている内容は、教育委員会として答えるべきことだということに留意していただいてよろしいですか。

委 員 194番の段差の問題ですが、「ある程度の段差は必要」と保護者はおっしゃっている。教育委員会もそうだとおっしゃっている。私もそう思います。しかし、「解消は必要」と書いてあって結論が違う。段差をなくしてしまえば意味がないので、「適度な段差にする必要がある」などが良いのではないかと。ちょっとそこにはこだわっているのです。

委 員 221番と223番は、「校区が広くなりすぎ・・・」「地域単位で統合すると・・・」とあり小学校の名前がないのだが、「5-(2)-⑥」や「5-(2)-⑦」に関係するということがわからないのですが。

事務局 「5-(2)-⑥」は西牧野小学校の方策案についての意見です。ここに項目を書いておりますが、番号だけではなくて「西牧野小学校の方策」であるということを明示する形にさせてもらおうと思います。

委 員 文章を変えることはできないのですね。

事務局 できないことはありませんが、他のところもすべて学校を明示する必要があると思いますので。

委 員 他のところは校名が書いてあります。

事務局 統一して、校名を入れるようにします。

会 長 では、次に移らせていただきます。続きをご説明願います。

○事務局から、23 ページNo.235 から 29 ページNo.310 までの説明を受けた。

会 長 では、資料の 23 ページNo.235 から 29 ページNo.310 までについて、ご質問やご意見を願います。

委 員 285 番から 288 番の回答は審議会が答えることではありませんので、教育委員会でお答えいただきたらと思います。

委 員 同じ文言が 14 番にもありますね。

事務局 この記述については、22・23 番にもあります。

事務局 14・22・23 番は、まさに審議会の審議について、どういう検討をしたのかというご意見で、「はじめに」の考え方が前提だと思しますので、この答え方でいいと考えますが、285 番から 288 番につきましては、若干趣旨が異なりますので、教育委員会の考え方でお答えすることに修正したいと思します。

会 長 事務局で修正案を検討してください。その他、全般的にご質問やご意見はありますでしょうか。

委 員 2 点あります。一つは、通学するには大きな道路を 2 か所横断しないとけないとかいう、その学校ごとの固有の条件がありますよね。私は在住ではありませんのでつぶさにはわかりませんが、教育委員会は熟知されていて、説明会をするときにはそういうことを一番大事にしながら理解と協力を得るように考えられていると思します。実際に計画を具体化して説明会等をされるときには、そういうことがとても大事になってくると思しました。もう一つは、統合協議会のことです。統合協議会がいかなる性格でどのようにしたらいいのかということは、審議会としてあまり議論をしていません。教育委員会として具体化する時の手法だと思しますが、例えば京都では、統合協議会は住民が主体で、教育委員会は事務局に徹し、校区ごとの統合やら廃校を含めてかなり厳しいところまで全部自分たちでやられている。これからの教育行政のあり方というのは、教育委員会が方針を示して住民や保護者の皆さんに「これでいきたいがどうですか。」と意見を聞いて進めるというのは古くて、住民と教育行政、もちろん教職員もあると思しますが、それらが一緒になって、自分たちの学校のことは自分たちで決めていくというスタイルに変わっていくと思します。国も、そのことを提唱しています。そういう意味では、これはちょうどいいタイミングなので、従来型の教育行政施策のスタイルを、住民と一緒に学校を作るというスタイルにステップアップしていただきたらありがたい。この中には盛り込めないことですが、個人的な意見ということで申し上げました。

会 長 枚方市がずっと大事にしてきたものをさらに重視していただいて。委員のご意見のように、学校ごとの問題がありますから、そこも丁寧に。答申に書く・書かないではなく踏まえていただきたらと思います。

会 長 次の議事に移ります。議事案件②答申（案）について、事務局、説明をお願いします。

○事務局から、答申（案）について説明を受けた。

会 長 それでは、答申（案）について、ご質問やご意見を願います。

委 員 先ほど「審議会の考え方」の中で、「コミュニティの分断」という言葉が何箇所か出てきましたが、答申（案）の中では 6 ページに「通学距離に配慮した通学区域を設定することが、可能で

あること」とあります。このことからいうと、審議会答申の中では「コミュニティの分断」ということをあまり謳わない方が良いのではないのでしょうか。コミュニティには複数の自治会がありますが、児童生徒のために通学距離のことを考えて近くの学校へという意見も出てくると思います。現に、平成12・13年の村野小学校の廃校で、私どもの方へ二つの自治会が入ってきましたが円満に対応できていますし、川越小学校の方へも村野団地の自治会が入って円満にっています。できるだけ分断しない方がいいですが、これにこだわることはないと思います。回答に「コミュニティの分断を避ける」という文言を入れるのであれば、答申にも入れておくべきだと思います。

会長 記述するとすれば、答申の5～6ページの項目でしょうか。

委員 桜丘小学校と川越小学校のときに現に分断しているので、川越小のときに「分断」と書くと、ちょっと抵抗があるのではありませんか。特に、中学校の方は10年間ほど解決せず、3、4年前にやっと解決したのですから。

事務局 過去の審議会で、統合の方策には3パターンあるという話をさせていただきました。新設統合、分割統合、吸収統合です。審議会の審議の中では、コミュニティが分断されない新設統合を基本とするということをご確認いただいたと思います。従いまして、「審議会の考え方」としては、新設統合を基本とするということをご確認いただいております。一方で答申の方は、委員にご指摘いただいたとおり、あくまでも子どもの教育環境を第一義に考えて行くべきものでありまして、5～6ページについては、「分割」や「新設」等の表現はとらずに穏やかな記述がいいと思います。

委員 では、16ページの1行目に「地域コミュニティを分断」とありますが、文章を変えるか削除されたほうが良いのではありませんか。現実にこの地域では、平成12年にこれが起こっていますので、今回はなんだということになってくると思います。

事務局 経過のある地域への配慮は大事だと思います。答申(案)7ページにある5つの視点の最後「地域連携」の中の「自治会等の区域」が、コミュニティの分断がないようにということをご審議いただいた視点ですので、16ページの表現につきましては、「地域連携に配慮し」等の文言に変えさせていただく方がよいと思います。また、コミュニティにつきましては、7ページ「地域連携」の中の「ア.自治会等の区域」を「ア.校区コミュニティ・自治会等の区域」とすることで、コミュニティについても視点として持っているという形にしてはどうでしょうか。

委員 いずれにしても、避けては通れない話ではないかと思いますが。

会長 おっしゃる意味は良くわかりますが、審議会としては、16ページの表現を変えて、7ページは「ア.校区コミュニティ・自治会等の区域」とすることでよろしいですか。

事務局 16ページのほうは校区への配慮ということをご意見をいただいた部分ですので、どのような表現にさせていただくのが良いか、ご審議をお願いします。

委員 「分断」というのは「断ち切る」という意味で過激なことばですから、「地域コミュニティへの影響が大きい」としてはどうでしょうか。

会長 他に意見等はございませんか。なければ、まとめに入らせていただきたいと思います。答申(案)及び先ほどの市民意見に対する審議会の考え方に関し、本日ご指摘のありました修正箇所については、事務局で修正をしていただき、修正内容を正副会長で確認をし、答申書及び市民意見に対する審議会の考え方を確定したいと思います。それでよろしいでしょうか。

会長 委員の皆さんには、確定した答申書や市民のご意見募集結果を事務局から配布していただきます。答申書の手交について、事務局はどの様に考えていますか。

事務局 答申書の手交につきましては、委員の皆様のご賛同がいただけましたら、後日、岡澤会長にご足労願いたいと考えております。いかがでしょうか。

会 長 後日、私の方から手交を、とのご説明でしたが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

会 長 では、後日改めて、私から教育委員会に答申書を手交させていただきます。

会 長 次に、議事案件(3)「その他」ですが、事務局何かありますか。

事務局 その他としまして、答申をいただきました後の、教育委員会の予定について説明させていただきます。まず、市議会や関係諸団体の方に、答申についてご報告をいたします。併せて、ホームページ等でも公表をいたします。その際には、市民への意見募集の結果や会議録、関連資料についても公表いたします。次に、本答申を踏まえ、適正化「基本方針」の改定をしていく予定としています。改定の際には改めて、学校教育の意義や、本市の小規模校に対する考え方、小中一貫校に対する考え方等について説明会を開催し、市民のご意見を聞いた上で進めていこうと考えております。

予定につきましては以上ですが、この場をお借りして、最後に教育次長から一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

○教育次長から挨拶を受けた。

会 長 事務局から、今後の予定についてご説明と教育次長からご挨拶をいただきましたが、今後の予定についてご質問やご意見はありますか。

会 長 それでは、最後に私からも一言ご挨拶申し上げます。本審議会は、平成26年7月に設置をされ、子どもたちはもちろん、地域住民の皆さんの生活に最も近い存在である小中学校の行く末を左右する、非常に重要な諮問を受けまして、この間、12回にわたる審議を行い、答申として取りまとめることができました。ひとえに、子どもたちの教育環境が低下しないように、新たな環境を構築してその向上を図っていこうという、委員の皆さん並びに事務局職員の皆さんの熱意・使命感の賜物であると思います。本当にお疲れ様でした。しかしながら、適正化は、実施することによりその効果が発揮されます。効果は数年、数十年後に現われるものであると思います。市民の意見にも不安や心配の声が多くあり、今後、実施にあたって、大きな山がいくつもあると想像いたしますが、どうか、全ては「将来を担う子どもたちのため」を念頭におきながら、前向きに推進していただきたいと思います。結びに、会議の進行にあたり、小原副会長・島副会長始め委員の皆さんにご協力いただきましたことに感謝を申し上げますとともに、委員の皆様並びに教育委員会の職員の皆様の、今後のご健勝・ご活躍を祈念いたしまして、枚方市学校規模等適正化審議会を終了いたします。本当にありがとうございました。